

身分証明書について

提出書類の「身分証明書」は、後見の登記（※1）の通知を受けていないことなどを証明するための書類であり、採用選考時の参考とさせていただくものです。自身の本籍地の市区町村（※2）の戸籍担当課で発行できる「身分証明書」という名称の書類であり、一般的に身分証明証として使われる書類・証明書等（例：戸籍，住民票，運転免許証，保険証など）とは異なりますのでご注意ください。

※1 「後見の登記」とは

疾病・障がいその他の理由で、自分の財産管理や契約の締結などを行うために必要な判断能力を十分に有していない場合に利用できる「成年後見制度」に基づき、自分自身が被後見人（後見人からの支援を受ける人）として法務局に登記されることを指します。

なお、後見の登記の有無を含め、身分証明書の記載事項のみをもって採用試験が失格または不合格となるものではありません。

※2 本籍地が遠隔地である場合

本籍地の市区町村が遠隔地にあるなど直接窓口で身分証明書の発行申請することが困難である場合、郵送による身分証明書発行を受け付けている市区町村もあります。詳しくは、当該市区町村の戸籍担当課にお問い合わせください。